

令和5年第9回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年9月19日(火)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年9月19日(火)

午前10時30分から午前11時04分まで

2. 出席委員(16名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	4番	加藤 博一
5番	岡沢 聡	6番	稲野 実	7番	釋 巖
8番	東浦 有治	9番	長澤 均	12番	森田 直弘
14番	杉本 泰彦	15番	西尾 正美	16番	植山 照男
18番	豊田 茂実	19番	中久保 明	20番	西田 清明
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員(5名)

3番	川上 加津子	10番	生田 梨恵	11番	藤井 照三
13番	中井 正美	17番	長澤 陽子		

4. 会議録署名委員

4番	加藤 博一	5番	岡沢 聡
----	-------	----	------

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室長	佐治 功	グループ長	竹内 亜衣
参事	山岸 健史	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

- 第48号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
- 第49号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
- 第50号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
- 第51号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
- 第52号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
- 第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第54号議案 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件
- 報告第51号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第52号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第53号 農地等状況報告の件

令和5年第9回箕面市農業委員会総会

(開会 午前10時30分)

議長 それでは、ただ今から、令和5年第9回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。

事務局 希望者はございません。

議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 本日は、委員21名中、出席委員は16名です。

従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、川上委員、生田委員、藤井委員、中井正美委員、長澤陽子委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。

議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。

慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、4番 加藤委員さん、5番 岡沢委員さんをお願いします。

次に、日程第2、第48号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第48号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、粟生間谷西 []、地目は、台帳、現況共に []、面積は [] 平方メートルです。

譲受人は、 [] 氏、農作業歴は [] 年、耕作面積は、 [] 平方メートル、通作距離は [] キロメートル、主たる従事者との関係は [] でございます。

譲渡人は、 [] 氏、区域は市街化調整区域です。

以上、第48号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤均委員

第48号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、 [] から [] に約 [] メートル行ったところにある農地です。

譲受人の [] 氏が農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の [] 氏から、所有権を移転しようとするものです。

[] 氏はこれまでも、家族所有の農地で耕作をされており、トラクターなど農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第3、第49号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第49号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、新稲 []、地目は、台帳、現況共に []、面積は []

■■■■平方メートル、他■■■筆、合計■■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■氏です。

譲渡人は、■■■■氏、転用目的は■■■■

■■■■、農地区分は第2種農地です。

なお、この農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから第2種農地となっています。

以上、第49号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員

第49号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■にある農地です。

譲受人の■■■■が、譲渡人の■■■■氏から申請地を譲り受け、■■■■

■■■■を整備されようとするものです。

■■■■は、既存の■■■■を整備するとともに、■■■■するため、申請地を選定されました。

周辺の状況は、北側は■■■■、東側は■■■■、西側は■■■■、南側は■■■■となっており、南側の農地への光害対策としてフェンスを設置することや雨水は雨水管に直接放流することから、転用による周囲の農業経営への影響はないと思われま

す。隣接農地の所有者および水利組合からも同意がなされておりますので、問題ありません。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第52号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第52号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、 氏です。

特例農地等の明細は、今宮 、地目は、申告時現在ともに 、面積は申告時・現在ともに、 平方メートルです。

利用状況の区分は、自ら所有し、自ら農地として使用しているで、具体的状況は 、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。

以上、第52号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、森田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

森田委員

第52号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

本件は、平成15年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過することから、免除が確定する最終確認になります。

所在地は、 の 、約 メートルにある市街化調整区域の農地です。

相続人は、 にお住まいの 氏で、現在、 をされており、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認

し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。

次に、日程第7、第53号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第53号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

買取り申出する土地は、粟生間谷東■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■、面積は■■■■平方メートル、他■■■筆、合計■■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は■■■■■で、申出事由は■■■■■、申出事由が生じた日は、令和■■■■■でございます。

以上、第53号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

西田委員

第53号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■に位置する■■■筆の農地です。

申出人の■■■■■氏は、令和■■■■■に、■■■■■を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第8、第54号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第54号議案につきましてご説明申し上げます。議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は、牧落■■■■、地目は、台帳・現況ともに■■、面積は■■平方メートルで、区域は市街化区域です。

開設者は、■■■■氏で、農園名は■■■■、契約期間は1年間、区画数・区画面積は50区画、1区画15平方メートル、利用料金は年間■■■■となっており、給水設備は水道となっています。

以上、第54号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、豊田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

豊田委員

第54号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■の■■側にある農地です。

本件は、特定農地貸付法にもとづき、■■■■が市民農園を開設しようとするものです。

市民農園の開設形態としては、所有者自身による開設で、ひとつ15平方メートルの区画を50区画貸し付けるもので、貸付け期間は1年間、給水方法は水道です。

本件については、開設者の■■■■と箕面市の間において、市民農園の適切な管理と運営に関する貸付協定が締結されており、開設者のもとで、市民農園が適切に運営されるものと思います。

以上により、本件につきましては、特定農地貸付法第3条第3項の各要件を満たしておりますので、承認できるものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

長澤均委員

所有者による市民農園開設ということで、地目は田ですが、写真で見ると草が生い茂っている状態で、今まで■■■■が管理されていたのか、ここ数年の状況を教えてください。

豊田委員

■■■■が6月ごろに一度除草され、草刈りの管理はされていまし

た。

昨年までは、■■■■さんが水稲耕作をされていましたが、高齢により耕作ができなくなり、この度、市民農園を開設する運びとなったものです。

長澤均委員

よく分かりました。

議 長

他にご意見はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

報告第51号及び報告第52号の2件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

それでは、日程第9、報告第51号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第51号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地の所在は、外院■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、転用目的は■■■■及び■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年8月29日に専決し、処理するものでございます。

以上で報告第51号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、森田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

森田委員

報告第51号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■約■■■■メートルに位置する農地です。

届出人の■■■■氏が、このたび、■■■■を整備するため、4条の
転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側及び南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■
■■■■となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影
響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第10、報告第52号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項
第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第52号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地の所在は、牧落■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■
■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■
■■■■氏です。

譲渡人は■■■■氏で、転用目的は■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年8月21日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第52号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、豊田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

報告第52号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■側にある農地です。

譲渡人は■■■■氏で、譲受人の■■■■が、■■■■を建築する
ため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、南側は、■■■■、東側及び北側は■■■■、西側は■■■■
となっており、汚水等は公共下水道に接続、雨水等は道路側溝へ放流すること
から、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

ただいま報告のありました2件につきまして、質疑等ございましたら、発言

をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第11、報告第53号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局

〈農業委員会大会について説明〉

〈相続税納税猶予研修の開催について報告〉

〈次回日程と日程の変更について説明〉

議長

これをもちまして令和5年第9回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午前11時04分)

上記は、令和5年第9回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 熊恒恵一

署名委員 岡沢 聡

署名委員 加藤 博一

